都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業 中心市街地活性化広場公園整備事業 市民緑地等整備事業 緑化重点地区総合整備事業	
地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第七条第二項の交付金の交付の対象となる事業等のうち、次に掲げるもの※ 一　公営住宅等整備事業（戸数がおおむね二百戸未満の公営住宅団地に係る事業（地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。）に限る。） 二　公営住宅等ストック総合改善事業のうち、以下のイ又はロのいずれかに該当するもの（地域福祉拠点等の重点整備に係る事業を除く。） イ　戸数がおおむね二百戸未満の公営住宅団地に係る事業 ロ　小規模な改善工事に係る事業 三　住宅市街地基盤整備事業（この表の第七号に該当する事業等の欄に掲げる事業に限る。） 四　公的賃貸住宅家賃低廉化事業（公営住宅に係る事業に限る。） 五　一から四までの事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等	
住宅市街地基盤整備事業（この表の第七号に該当する事業等の欄に掲げる事業に限る。）	
右の事業等と一体となってその効果を増大させるため実施されるものとして、事業実施計画の添付資料に記載された次に掲げる事業等（内閣府において交付金の配分計画に関する事務又は事務を定める政令及び本告示の施行に伴う変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された右の事業等の関連社会資本整備事業及び効果促進事業（変更前計画に記載されたものに限る。）については、事業実施計画の添付資料への記載を要しない。） 一　関連社会資本整備事業※ 事業実施計画の添付資料に記載された成果目標を実現するため、右の事業等と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法第二条第二項各号（第十四号及び当該整備計画に係る事業が該当する号を除く。）に掲げる事業（維持に関する事業及びレクリエーションに関する施設の整備事業を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第二条第一項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業 二　効果促進事業※ 事業実施計画の添付資料に記載された成果目標を実現するため、右の事業等（関連社会資本整備事業を除く。）と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く。） イ　事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業等 ロ　交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等 ハ　レクリエーションに関する施設の整備事業	
第八号に該当する事業等	動物収容・譲渡対策施設整備事業 循環型社会形成推進に関する事業（浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業）

（注）※を付した事業は、指定都市が国からの交付金を充てて自ら実施する事業等及び指定都市が国からの交付金を関係団体又は民間事業者等に交付し、当該関係団体等が実施する事業等に限る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○内閣府告示第四十六号

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十二条の二の規定に基づき、沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業を別表のとおり定める。

平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

（別表）

第一号に該当する事業又は事務（以下「事業等」という。）	特定交通安全施設等整備事業（円滑化対策事業に限る。）
第二号に該当する事業等	消防防災施設整備に関する事業（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、林野火災用活動拠点広場、活動火山対策避難施設、広域訓練拠点施設及び救急安心センター等整備事業（救急医療情報収集装置を除く。））
第三号に該当する事業等	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条に規定する公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する事業のうち、次に掲げるもの 一　構造上危険な状態にある建物の改築（小学校及び中学校については、建築後三十五年以上のものに限る。ただし、同一の学校において、建築後三十五年未満の建物と同時に改築を行う場合を除く。） 二　不適格改築（小学校及び中学校については、建築後三十五年以上のもの並びに幼稚園、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。ただし、小学校及び中学校については、同一の学校において、建築後三十五年未満の建物と同時に改築を行う場合を除く。） 三　大規模改造（老朽）（幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。ただし、学校施設環境改善交付金で行う補強と同時に行うものは除く。） 四　大規模改造（質的整備）（ただし、学校施設環境改善交付金で行う補強と同時に行うものは除く。） 五　屋外教育環境の整備に関する事業 六　木の教育環境の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。） 七　地域・学校連携施設の整備に関する事業（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校に限る。） 八　へき地学校の寄宿舎、教職員住宅及び集会室の新増築 九　特別支援学校の建物の新増築（幼稚部及び高等部に限る。） 十　高等学校及び中等教育学校の後期課程の建物の新増築 十一　幼稚園の園舎の新増築